

平成 23 年 4 月 1 日付け県報第 25 号主要目次中

ページ	行	誤	正
486	6	工業技術総合研究所手数料条例別表中の当該試験等に要する費用の額等を考慮して知事が別に定める額	新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例別表中の当該試験等に要する費用の額等を考慮して知事が別に定める額
486	7	工業技術総合研究所機械器具貸付料規則別表中の当該機械器具に要する費用の額等を考慮して別に定める額	新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則別表中の当該機械器具に要する費用の額等を考慮して別に定める額